

健康診査等補助金支給規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合 健康診査等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県電子電気機器健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及び被扶養者が健診機関等において健康診査等を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診査等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 健康診査（被保険者及び満20歳以上の被扶養者）
- (2) 婦人健康診査
 - ①乳がん検査
 - ②子宮がん検査
- (3) 特定健康診査（満40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者）
- (4) 健康診査結果・特定健康診査結果にかかる情報提供料
- (5) 前(1)及び(3)に定める年齢は、受診日の属する年度内に満年齢に到達する者を含む。

(補助金の支給限度額)

第3条 前条各号の種目を実施した場合は、年度内1回に限り次の金額を限度として補助するものとする。ただし、実費額（税を含む）が補助額未満のときは、実費額を補助するものとする。

- (1) 健康診査
 - ①被保険者
労働安全衛生法に基づく健康診断費用相当額4,000円を差引いた額に対して
6,000円
 - ②被扶養者及び任意継続被保険者 6,000円
- (2) 婦人健康診査
 - ①乳がん検査 5,000円
 - ②子宮がん検査 5,000円
- (3) 特定健康診査 6,000円
- (4) 健康診査結果・特定健康診査結果にかかる情報提供料 実費額

(補助の方法及び申請手続き)

第4条 補助の方法及び申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 健康診査等補助金申請書に次の書類を添付し組合に、受診後すみやかに申請する。ただし、年度内の申請とする。
 - ①領収書（写）
 - ②請求書（明細・内訳）（写）
 - ③検査結果通知書（写）ただし、個人別の費用明細を明らかにできる書類を添付する場合は、検査結果通知書（写）の添付を省略することができる。

(個人情報の秘密の厳守)

第5条 組合は、受診者及び申請者の個人情報の秘密を厳守し、他の用途に使用しないこと。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年2月27日第67回組合会 HCV抗体検査の追加)

附 則

この規程の変更は、平成17年4月1日から適用し、平成17年5月17日から施行する。

(平成17年5月17日第73回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年2月21日第79回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年2月19日第82回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年2月16日第84回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年2月23日第89回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月19日第96回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月19日第98回組合会)

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条(1)の規定は平成31年1月1日から施行する。(平成30年2月20日第103回組合会)

附 則

この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年2月19日第110回組合会)

附 則

この規程の変更は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年2月17日第112回組合会)

附 則

この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年2月21日第114回組合会)